

○甲州市原産地呼称ワイン認証条例

平成20年12月26日条例第34号

改正 平成25年9月26日条例第26号

改正 平成30年6月26日条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、市が市内において自社醸造されたワインであることを認証するとともに、当該ワインに用いた原料ぶどうの原産地を消費者に保証することにより、ワインの供給と普及を促進し、もって市における良質なワイン原料ぶどうの生産拡大及びワイン産業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「認証」とは、この条例で定める基準に適合するワインを市が原産地呼称ワインとして認証することをいう。

2 この条例において「自社醸造」とは、市内に事業所を置く酒税法（昭和28年法律第6号）の規定による製造免許を有し、ワイン製造の事業を行う者（以下「市内ワイナリー」という。）が、ぶどうが持ち込まれ、破碎した段階からキャップシールを施し、ラベルを貼るまでの作業工程をその事業において設置した施設（県内に設置した施設に限る。）内で行うことをいう。

第3条 削除

(認証の申請)

第4条 認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(申請者の資格要件)

第5条 前条の規定により認証の申請をすることができる者は、原料ぶどうについて規則で定める登録を行っている市内ワイナリーとする。

2 前項の規定にかかわらず、第15条又は第18条の規定により、認証の取消し又は過料の処分を受けた者は、これらの処分を受けた日から5年以内で市長の定める期間、認証の申請をすることができない。

(認証の基準)

第6条 認証の基準は、次のとおりとする。

(1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の基準に適合し、かつ、酒税法

で定める醸造酒類のうちの果実酒であつて、原料ぶどうが次の基準を満たし、かつ、自社醸造されたものであること。

ア 山梨県産ぶどうであり、そのうち85パーセント以上が甲州市産ぶどうであること。

イ 品種は甲州種、欧州系醸造専用品種及び国内改良品種であること。

ウ 甲州種については、他品種とブレンドされたものでないこと。

エ 糖度は、甲州種については15度以上、欧州系醸造専用品種については18度以上、国内改良品種については17度以上（第9条に規定する審査会が気象条件等により必要があると認めた場合は、品種の全部又は一部について1度を減じた糖度以上）であること。

(2) ワインの製造方法及びワインのラベル表示が、規則で定める基準に適合していること。

(3) 次条に規定する審査に合格したものであること。

2 前項第1号エに規定する糖度については、事業所における自主検査により、搾汁後の果汁（補糖、濃縮等処理前、発酵容器内）を比重計で確認されたものとする。

(審査)

第7条 認証のための審査は、次のとおりとする。

(1) 圃場現地確認審査

(2) 書類審査

(3) 官能審査

(4) その他市長が必要と認める審査

2 前項に定める審査に関し必要な事項は、規則で定める。

(認証)

第8条 市長は、第4条の規定による申請に係るワインを前条の規定により審査し、第6条第1項に規定する基準に適合すると認めたときは、当該ワインを認証し、申請者に規則で定める認証書を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定によりワインを認証したときは、規則の定めるところにより、その旨を公表するものとする。

(認証の表示)

第9条 前条の規定により認証を受けたワイン（以下「認証ワイン」という。）を販売するときは、当該容器に規則で定める認証の表示をしなければならない。

（産地呼称ワイン認証審査会）

第10条 第7条に規定する審査を行うため、甲州市原産地呼称ワイン認証審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、第7条に規定する審査について必要があると認めるときは、申請者に対し、その申請に係る関係書類の提示を求め、又は質問することができる。

（組織）

第11条 審査会は、委員20人以内で組織する。

2 審査会の委員長は、市長をもって充てる。

3 委員長以外の委員は、ワイン及び原料ぶどうについて学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審査会に副委員長1人を置き、委員長が委員のうちから指名する。

6 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

第12条 削除

（会議）

第13条 審査会の会議は、委員長が招集し、年1回開催するものとする。

2 委員長は、前項に規定する会議のほか、必要に応じ、会議を開催できるものとする。

（審査会に関する必要事項）

第14条 第10条から前条までに定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、別に定める。

（認証の取消し）

第15条 市長は、第8条の規定により認証を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その認証を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な行為により、第8条の規定による認証を受けたとき。

(2) 第9条の認証の表示をせずに認証ワインを販売したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、認証ワインの信用を著しく損なう行為があったとき。

2 前項の規定により認証が取り消された場合、その認証を取り消された者は、当該認証ワインについて第9条の認証の表示を除去又は抹消し、その結果を市長に報告するものとする。

(職員による立入等)

第16条 市長は、認証ワインについて必要があると認めるときは、当該職員をしてその認証を受けた者の事業所に立ち入り、当該認証ワインに係る関係書類の提示を求め、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により事業所に立ち入る職員は、規則で定める身分証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り及び提示請求又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第17条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 偽りその他不正な行為により、第8条の規定による認証を受けた者

(2) 認証ワイン以外のワインを、認証ワインと偽って販売した者

(3) 第9条の規定に違反し、表示をせずに認証ワインを販売した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(勝沼町原産地呼称ワイン認証条例の廃止)

2 勝沼町原産地呼称ワイン認証条例(平成17年勝沼町条例第14号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前までに、前項の規定による廃止前の勝沼町原産地呼称ワ

イン認証条例（以下「廃止前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 4 この条例の施行の日前までにした行為に対する罰則の適用については、なお廃止前の条例の例による。

（甲州市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 5 甲州市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年甲州市条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成25年9月26日条例第26号）

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成30年6月26日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月30日から施行する。

（経過措置）